一般競争入札公告

１．入札に付する事項

(1)　工 事 名　社会福祉法人豊橋市福祉事業会豊橋ひかり乳児院改築工事

(2)　工事場所　豊橋市高師町字北原1番地104

(3)　工　　期　契約締結日の翌日から令和5年3月15日まで

(4)　入札方式等　制限付き一般競争入札

２．入札参加資格

本公告日において、令和4年度・令和5年度に愛知県及び豊橋市が発注する建設工事の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有し、次のいずれにも該当する者でなければ入札に参加することができない。

(1)ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者

イ　本公告日から落札決定の日の期間において、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条による営業停止処分を付されていない者及び豊橋市から指名停止措置に付されていない者

ウ　落札決定の日において手形交換所による取引停止処分に付されていない者

エ　落札決定の日前1年間に手形交換所規則による不渡報告に掲載されていない者

オ　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更正手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

カ　本公告日から落札決定の日の期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者

キ　建設業法第26条に規定する技術者を配置できる者

(2)ア　建築一式工事等級について、愛知県の定めたＡ格付の業者

イ　豊橋市内に本店（本社）を置き、愛知県建設局の「入札参加資格者名簿」に登載されており、入札参加業者募集の公告の日から入札を実施するまでの期間において、建設業法に基づく業務停止、「愛知県建設工事請負業者選定要領」に基づく指名停止を受けていない業者

ウ　平成24年4月1日以降に元請として、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う施設（延べ面積300㎡以上の建築物）の新築又は増築の工事を完了した実績を有する業者

３．契約条項を示す場所及び日時

社会福祉法人豊橋市福祉事業会　　本公告の日から入札日まで

４．入札日時及び場所

(1)　日時　令和4年7月4日（月）　午前10時00分

(2)　場所　豊橋市高師町字北原1番地104　豊橋若草育成園　2階地域交流室

５．入札保証金　　免除

６．予定価格等

(1)　予定価格　　落札決定後（入札事務整理後）公表する

(2)　調査基準価格　　有

失格判断基準　　有

７．提出書類

　(1)　一般競争入札参加資格確認申請書（豊橋市福祉事業会豊橋ひかり乳児院で配布）

　(2)　社会福祉施設工事施工実績

　　　　実績欄に記入した工事の契約書及び工事履行証明書等の写しを添付

　(3)　直近の経営事項審査結果通知書の写し

８．提出期限

　　令和4年6月3日（金）　午後4時まで

９．受付場所

　　豊橋市高師町字北原1番地104

　　　社会福祉法人豊橋市福祉事業会　豊橋ひかり乳児院

10．入札参加資格の確認

　　入札参加資格は、愛知県建設工事関係入札者心得書に準じて、法人理事会にて審査す

る。

　　その結果を6月10日（金）までに書面により通知する。

11．設計書及び設計図面の配布

(1)　本工事の設計書及び設計図面（以下「設計書等」という。）は、令和4年6月13日（月）、各社指定時間に社会福祉法人豊橋市福祉事業会　豊橋ひかり乳児院　豊橋市高師町字北原1番地104にて配布する。

（2）配布資料は、入札時に返却すること。

12.入札説明書の配布

　11の設計書等及び設計図面の配布時に配布する。

13．設計書等に関する質疑

設計書等に関し質疑がある場合は、質疑書を作成し、株式会社　柳伸建築設計事務所　へE-mailにて提出すること。質疑書書式は、設計図書配布時に添付するCD-RにあるExcelデータに記載すること。尚、質疑が無い場合もその旨をメールすること。

質疑に対する回答は、令和4年6月23日（木）午後2時から入札参加申込全者にE-mailにて送信する

質疑書の提出期限

令和4年6月21日（火）　正午締切

質疑書の提出先

株式会社　柳伸建築設計事務所　代表取締役　柳原　茂

℡（0532）88－0858　Fax（0532）88－4652　E-mail　yanashin@fancy.ocn.ne.jp

14．入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格の審査の結果、資格がないと認められた者には、その理由を通知する。この通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日（休日等を含まない。）以内に、当該理由について、書面により説明を求めることができる。なお、書面の様式は自由とする。

15．その他

(1)　入札執行回数は、１回とする。ただし、開札の結果、予定価格超過により落札者がいない場合は再度入札を行う。再度入札の回数は2回までとする。

(2)　愛知県社会福祉施設整備に係る契約事務の基準に則り、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第152条に該当する入札及び予定価格を超えた入札は無効とする。

(3)　入札価格が基準価格を下回った者で、かつ、入札価格の積算内訳の費用別金額が愛知県建設局・都市・交通局・建築局低入札価格調査等実施要領第4条の失格判断基準のいずれかに該当した場合は、その者の入札は失格とする。

(4)　落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

(5)　前払金　　契約金額の10％

(6)　中間前払金　　契約金額の35％

(7)　入札にあたっては、入札書に表示された入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。この工事費内訳書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(8)　この工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

(9)　契約保証金　　免除

(10)　契約書作成の要否　　要

(11)　営業所における専任の技術者は、工事現場における主任（監理）技術者を兼任できない。ただし、「営業所における専任の技術者の取扱いについて」（平成15年4月21日付　国総建第18号　国土交通省総合政策局建設業課長通知）に該当すると社会福祉法人豊橋市福祉事業会が認める場合を除く。

(12) 落札業者は本工事の設計図の２つ折り製本（Ａ２版）を２部作成し提出すること。尚、図面は原図を貸し出すので、契約書用・製本用を適宜複写して使用すること。原図は、使用後速やかに返却すること。

16．不正行為排除

(1)　愛知県又は豊橋市に談合情報が寄せられた場合で、談合の疑いが強いと愛知県又は豊橋市公正入札調査会が認めた場合は、すでに行われた入札を無効とすることがある。

(2)　本業務の入札等に関し、談合その他の不正行為が明らかになったときは、愛知県・豊橋市契約規則に準じ、賠償金を請求する場合がある。なお、契約の履行が完了した後等においてもこれを適用する。

17.暴力団排除

(1)　落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が合意書に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。なお、この場合社会福祉法人豊橋市福祉事業会は一切の損害賠償の責を負わない。

(2)　契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、社会福祉法人豊橋市福祉事業会に報告するとともに、警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は契約の相手方としない措置を講じることがある。

18．再度入札

(1)　失格となった入札者は、再度入札に参加することができない。

(2)　1回目の入札に参加しなかった者は、再度入札に参加することができない。

(3)　再度入札に参加しなかった者は、再々度入札に参加することができない。

(4)　再度入札では業務費内訳書の添付は不要とする。

令和４年５月23日

社会福祉法人豊橋市福祉事業会　理事長　木下　洋